

守山市水道料金システム等更新および保守業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、守山市水道料金システム等更新および保守業務に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

守山市水道料金システム等更新および保守業務

(2) 業務内容

別紙、守山市水道料金システム等更新および保守業務仕様書のとおり

(3) 履行期間

更新業務

契約締結日から令和7年10月31日まで

保守業務

令和7年11月1日から令和12年10月31日まで

3 見積上限額

更新業務

金 69,850,000 円（消費税および地方消費税額を含む）

保守業務

金 17,490,000 円（消費税および地方消費税額を含む）

4 実施方式

公募型プロポーザル方式

5 スケジュール

公募開始

令和6年8月7日（水）

質問締め切り

8月30日（金）正午まで

質問回答

9月9日（月）午前9時予定

参加申込書提出期限

9月11日（水）正午まで

参加資格審査通知発送	9月18日（水）予定
企画提案書等提出期限	9月25日（水）午後5時15分まで
プレゼンテーション等実施	10月4日（金）
審査結果通知発送	10月中旬予定
仕様内容についての協議	10月下旬予定

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に定める者に該当しない者であること。
- (2) 守山市建設工事等入札参加資格停止基準（平成23年告示第158号）に基づく入札参加資格停止の措置期間中でないこと。
- (3) 国税（法人にあっては「法人税ならびに消費税および地方消費税」、個人にあっては「所得税ならびに消費税および地方消費税額」）および市町村税（本店および本プロポーザルに参加しようとする支店等所在地の市町村等に係るもの。法人にあっては「法人市町村民税、固定資産税」、個人にあっては「市町村民税、固定資産税」）を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者または会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 次のアからカまでのいずれかの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店または常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（同条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を

供与するなど、直接的または積極的に、暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(7) 近畿圏内において過去5年以内に同種業務（または類似業務）の実績が1件以上あること。

7 質問・回答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式第5号）により、持参または電子メールのいずれかの方法で提出すること。

※ 電子メールの場合は、必ず電話等で送信した旨を連絡し、担当課に着信したことを確認すること。

※ 郵便の場合は、受取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

※ 電話または口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和6年8月30日（金）正午まで

(3) 提出先

守山市吉身二丁目5番22号

守山市 上下水道事業所 経営総務課

電話 077-582-1136（直通） FAX 077-582-5780

電子メール jogesuido@city.moriyama.lg.jp

(4) 回答方法

市ホームページに掲載する。

(5) 回答日時

令和6年9月9日（月）午前9時予定

8 参加申込

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、本実施要領、仕様書および守山市

財務規則（昭和 39 年規則第 6 号）等の各規定を理解した上で、次の書類を 1 部ずつ提出すること。（イからキまでの書類は、発行後 3 か月以内・写し可）

ア 公募型プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）

イ 履歴事項全部証明書（登記事項証明書）（法人のみ）

ウ 身元証明書（個人のみ）

エ 印鑑証明書

オ 直近年度の国税（法人税ならびに消費税および地方消費税）、市町村税の完納証明書（法人の場合）

カ 直近年度の国税（所得税ならびに消費税および地方消費税）、市町村税の完納証明書（個人の場合）

※ 1 国税に未納がないことを証する書類は、原則として「その 3 の 2」または「その 3 の 3」。「その 3」の場合、消費税および地方消費税のほかに、所得税または法人税の選択が必要。

※ 2 市町村税の完納証明書は本店および本プロポーザルに参加しようとする支店等所在地の市町村等に未納がないことを証する書類。

※ 3 市町村税の完納証明書の書式がない場合は、直近 1 年分の納税証明書を添付することとし、法人の場合は「法人市町村民税、固定資産税」、個人の場合は「市町村民税、固定資産税」に未納がないことがわかるものとする。

キ 委任状（支店等と取引をする場合）

ク 業務実績表（様式第 2 号）

(ア) 測量調査設計業務実績情報サービス登録データ（TECRIS）の写し

(イ) 委託業務契約書および仕様書の写し

(ウ) 履行証明書の写し

※ 業務実績表には(ア)から(ウ)のいずれかの書類を添付すること。

※ 守山市入札参加資格登録業者は、イからキの書類は不要です。

(2) 提出期限

令和 6 年 9 月 11 日（水）正午まで

(3) 提出方法

持参または郵送に限る。持参の場合は、開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。なお、郵送の場合は受取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

「7 質問・回答（3）提出先」に同じ

(5) 参加資格審査の通知

資格審査を行い、適正と認める者に参加資格を有する旨、令和 6 年 9 月 18 日（水）

頃を目処に通知する。

9 企画提案書等提出期日および作成方法等

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式第3号） 6部

別紙、審査基準の「I 企画提案書」に示す審査項目について記載すること。

様式については任意（鑑のみ様式第3号を使用）のものとし、用紙サイズは原則A4（横向き、長辺綴じ）、表紙を含め20ページ程度とし、表紙以外にページ番号を付すこと。

イ 仕様書 別紙2 機能要件項目一覧表 1部

機能確認欄A～Bのいずれかに○印を記入し、必要に応じて備考欄へも記入すること。

ウ 見積書（様式第4号） 1部

保守業務において、おうみ自治体クラウド協議会で構築した情報基盤を利用する提案の場合は、発注者から京都電子計算株式会社に支払う情報基盤利用料は別途その内訳を記載すること。

別紙、審査基準のとおり、本業務で構築する水道料金システム等の使用期間終了時（令和12年10月31日を想定）に必要となる、他の新システムへ移行する際のデータの出力（CSV形式等）、データベースレイアウトおよび外字ファイルの提出、データ内容に関する照会対応に係る費用上限見込額についても審査するため、記載すること。なお、本見積金額は、見込額を記載するものであり、水道料金システム等の使用期間終了時に必要となる上記費用の上限額を担保するものではないが、水道料金システム等の使用期間終了時に当該費用上限見込額を超える見積が提示された場合は、発注者の指示により、その理由およびその根拠を明確に示す資料の提示を求める。

(2) 提出期限

令和6年9月25日（水）午後5時15分まで

(3) 提出方法

持参または郵送に限る。持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、郵送の場合は受取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

「7 質問・回答 (3) 提出先」に同じ

10 審査の実施

提案に関する審査を以下のとおり実施する。

(1) 価格審査

提出された「9 企画提案書等提出期日および作成方法等 (1) 提出書類 ウ 見積書 (様式第4号)」に基づき審査する。

(2) 企画提案書およびプレゼンテーション審査

提出された「9 企画提案書等提出期日および作成方法等 (1) 提出書類 ア 企画提案書 (様式第3号)」の内容に沿って提案者が作成したパワーポイント等のデータファイルをプロジェクタ等で映写し、提案者が説明を行うことにより審査する。実施内容は次のとおりとする。

ア 実施日時

令和6年10月4日(金)

イ 場所

守山市役所 4階 41・42会議室

ウ 説明時間

30分以内

エ 質疑応答

15分程度

(3) 機能評価およびデモンストレーション審査

提出された「9 企画提案書等提出期日および作成方法等 (1) 提出書類 イ 仕様書 別紙2 機能要件項目一覧表」に基づき審査するとともに、提案者は別紙、審査基準の「II デモンストレーション」に示す審査項目に沿って、水道料金システム等のシステム操作をその場で実施することとし、プロジェクタ等で映写し、説明を行うことにより審査する。実施内容は次のとおりとする。

ア 実施日時

令和6年10月4日(金)

イ 場所

守山市役所 4階 41・42会議室

ウ 説明時間

25分以内

エ 質疑応答

20分程度

(4) 審査にあたっての留意事項

ア 審査当日の追加資料は原則認めない。ただし、パワーポイント等で説明する場合に、画面表示を手元で確認するために、画面表示と同じものを印刷した資料に限り配布を認める。

イ 説明者は配置予定の業務責任者が行うこと。

ウ 質疑応答のため、配置予定の担当技術者の出席を必須とする。

11 審査方法

- (1) 別紙、審査基準に基づき審査し、候補者および次順位候補者を選定する。
- (2) 「価格審査」、「企画提案書およびプレゼンテーション審査」および「機能評価およびデモンストレーション審査」の3つの審査を行い、審査委員が各自評価、採点する。
- (3) 3つの審査において各審査員の評価点の合計が最も高いものを候補者として選定する。ただし、「企画提案書およびプレゼンテーション審査」と「機能評価およびデモンストレーション審査」のそれぞれにおいて、全審査員の評価点が基準点（満点（240点×評価者数）の6割）に満たない場合、失格とする。なお、応募が1事業者であった場合でも、評価点が基準点以上となる場合は候補者となる。

12 審査結果

(1) 通知方法

審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。

(2) 通知日

令和6年10月中旬予定

13 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- (2) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (3) 提出後の差し替えおよび追加・削除は認めない。
- (4) 提出された書類は、提出した者に無断で、本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (5) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

14 情報公開および提供

審査の結果については、守山市のホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

(1) 候補者名

(2) 参加事業者数

(3) 参加事業者の評価点（得点順）

市は、提案者から提出された企画提案書等について、守山市情報公開条例（平成11年条例第21号）に規定による請求に基づき、公開することができるものとする。

ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等または当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる情報等は非公開となる場合がある。

なお、本プロポーザルの候補者選定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の公開とする。

15 その他

(1) 言語および通貨単位

手続きにおいて使用する言語および通貨単位は、日本語および日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

企画提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とする。

(3) 参加申込み後の辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退することとなった場合は、すみやかに書面（様式は任意）により、担当課あてに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 見積書の金額が、第3項に掲げる見積限度額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、作成者に帰属するものとする。ただし、守山市は候補者に選定された者が作成した企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。

(6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、意義を申し立てることはできないものとする。

16 問い合わせ先

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

守山市 上下水道事業所 経営総務課 担当：今村

電話 077-582-1136（直通） FAX 077-582-5780

電子メール jogesuido@city.moriyama.lg.jp